

平成20年第4回臨時会

上里町議会会議録

平成20年5月1日開会
平成20年5月2日閉会

上里町議会事務局

平成20年第4回上里町議会臨時会議事録第1号

平成20年5月1日(木曜日)

議事日程 第1号及び本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 提出議案の報告について
(追加日程)
日程第7 副議長辞職許可について
日程第8 (選挙第7号) 副議長選挙について
日程第9 議長辞職許可について
日程第10 (選挙第8号) 議長選挙について
日程第5 常任委員会委員の選任について
日程第6 議会運営委員会委員の選任について

出席議員（12人）

1番	高橋	正行	2番	斉藤	邦明	3番	納谷	克俊	4番	中島	美晴
5番	荒井	肇	6番	新井	實	8番	高橋	仁	9番	伊藤	裕
10番	根岸	晃	11番	桜井	彪	13番	桜井	正	14番	小暮	敏美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	関根	孝道	副町長	山下	精治	教育長	山下	武彦
総務課長	植原	育雄	総合政策課長	高野	正道	税務課長	福島	雅之
健康保険課長	高杯	一美						

事務局職員出席者

事務局長	柴崎	久男	次長	須田	孝史
------	----	----	----	----	----

開会・開議

午前9時20分開会・開議

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第4回上里町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員について

議長（小暮敏美君） 日程第1 会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番納谷克俊議員、4番中島美晴議員、5番荒井肇議員以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（小暮敏美君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、2日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

日程第3 提出議案の報告について

議長（小暮敏美君） 町長より提出議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。事務局。

〔事務局報告〕

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

午前9時21分 休憩

午後1時35分 再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（小暮敏美君） ただいま、副議長 高橋仁議員より上里町議会副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

日程第7 副議長辞職許可について

議長（小暮敏美君） 日程第7 上里町議会副議長辞職許可についての件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、高橋議員の退席を求めます。

〔高橋議員退席〕

議長（小暮敏美君） まず、辞職願を事務局をして朗読させます。

〔事務局長朗読〕

議長（小暮敏美君） お諮りいたします。高橋議員の副議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。よって、高橋議員の副議長辞職は許可されました。

議長（小暮敏美君） この際、高橋議員の退席を解きます。議席へお戻り下さい。

〔高橋議員復席〕

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 9 分 休憩

午後 1 時 4 0 分 再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（小暮敏美君） お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

日程第 8 副議長選挙について

議長（小暮敏美君） 日程第 8 選挙第 8 号 上里町議会副議長選挙を行います。選挙は、投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員数は、12 名であります。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 11 番桜井彪議員、12 番桜井正議員、1 番高橋正行議員を指名いたします。

議長（小暮敏美君） 投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

議長（小暮敏美君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

〔職員の点呼により投票〕

議長（小暮敏美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました、桜井彪議員、桜井正議員、高橋議員の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

議長（小暮敏美君） 会議規則第 33 条第 1 項の規定により、選挙の結果を報告いたします。投票総数 12 票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。その内、有効投票数 11 票、無効 1 票、有効投票中 荒井肇議員 11 票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって荒井肇議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

議長(小暮敏美君)ただいま副議長に当選されました荒井肇議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。副議長に当選されました荒井議員から承諾及びあいさつをお願いいたします。

〔5番 荒井 肇君登壇〕

5番(荒井肇君)副議長としてお世話になることになりました荒井肇です。皆様の協力をいただきながら、議長を補佐し、開かれた議会にしていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長(小暮敏美君) 暫時休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時03分 再開

副議長(荒井肇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

副議長(荒井肇君) ただいま、議長 小暮 敏美議員より上里町議会議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長(荒井肇君) ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

副議長(荒井肇君) 日程第9 上里町議会議長辞職許可についての件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、小暮議員の退席を求めます。

〔小暮議員退席〕

副議長(荒井肇君) まず、辞職願を事務局をして朗読させます。

〔事務局長朗読〕

副議長(荒井肇君) お諮りいたします。

小暮議員の議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

副議長(荒井肇君) 起立全員であります。

よって、小暮議員の議長辞職は許可されました。

副議長(荒井肇君) この際、小暮議員の退席を解きます。議席へお戻り下さい。

〔小暮議員復席〕

副議長(荒井肇君) 暫時休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時08分 再開

副議長(荒井肇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

副議長(荒井肇君) お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長(荒井肇君) ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

日程第 10 議長選挙について

副議長(荒井肇君) 日程第 10 選挙第 9 号 上里町議会議長選挙を行います。選挙は、投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

副議長(荒井肇君) ただいまの出席議員数は、12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番斉藤邦明議員、3番納谷克俊議員、4番中島美晴議員を指名いたします。

副議長(荒井肇君) 投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

副議長(荒井肇君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長(荒井肇君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長(荒井肇君) 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

〔職員の点呼により投票〕

副議長(荒井肇君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長(荒井肇君) 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました、斉藤議員、納谷議員、中島議員の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

副議長(荒井肇君) 会議規則第33条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。その内、有効投票数12票、無効0票、有効投票中 桜井彪議員 10票、納谷克俊議員 2票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって桜井彪議員が当選されました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

副議長(荒井肇君) ただいま議長に当選されました桜井彪議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。議長に当選されました桜井彪議員から承諾及びあいさつをお願いいたします。

〔11番 桜井 彪君登壇〕

11番(桜井彪君) ただいま、皆様のお力により議長に就かせていただきますけれども、微力ではありますが上里町議会の発展のために微力を尽くすつもりであります。よろしくをお願いいたします。

副議長(荒井肇君) 暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時50分 再開

議長(桜井彪君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の変更

議長(桜井彪君) お諮りいたします。日程第5 常任委員会委員の選任についての件、

日程第6 議会運営委員会委員の選任についての件、以上2件を、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（桜井彪君） ご異議なしと認めます。よって、日程第5 常任委員会委員の選任についての件、日程第6 議会運営委員会委員の選任についての件を、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第5 常任委員会委員の選任について

議長（桜井彪君） 日程第5 常任委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第2項の規定によって、指名したいと思います。事務局をして、各議員の所属常任委員会を朗読いたさせます。事務局。

〔事務局長 柴崎久男君朗読〕

事務局長（柴崎久男君） 朗読いたします。順不同です。総務経済常任委員会、高橋正行議員、高橋仁議員、小暮敏美議員、納谷克俊議員、桜井正議員、荒井肇議員、文教厚生常任委員会、中島美晴議員、伊藤裕議員、新井實議員、斉藤邦明議員、根岸晃議員、桜井彪議員 以上です。

議長（桜井彪君） お諮りいたします。

ただ今、事務局の朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（桜井彪君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名しましたとおり、選任することに決定しました。次に各常任委員会の委員長及び副委員長の互選について、委員会条例第8条第2項の規定により委員会を開催し、互選を願います。

議長（桜井彪君） 暫時休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時15分 再開

議長（桜井彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告事項

議長（桜井彪君） 各常任委員会を開催し、委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。総務経済常任委員長に高橋正行議員、同副委員長に桜井正議員、文教厚生常任委員長に中島美晴議員、同副委員長に新井實議員、以上のとおりであります。

日程第6 議会運営委員の選任について

議長（桜井彪君） 日程第6 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定によって、高橋仁議員、小暮敏美議員、納谷克俊議員、伊藤裕議員、斉藤邦明議員、根岸晃議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（桜井彪君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました、高橋仁議員、小暮議員、納谷議員、伊藤議員、斉藤議員、根岸議員を選任することに決定しました。次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選について、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会を開催し互選を願います。

議長（桜井彪君） 暫時休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後 3 時 3 6 分 再開

議長（桜井彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告事項

議長（桜井彪君） 議会運営委員会を開催し、委員長・副委員長の互選が行われたので、その結果を報告します。議会運営委員長に斉藤邦明議員、同副委員長に伊藤裕議員。以上のとおりであります。

議長（桜井彪君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 7 分 休憩

午後 4 時 0 5 分 再開

議長（桜井彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程

議長（桜井彪君） お諮りいたします。ただいま町長から承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについての件、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについての件、以上 2 件が提出されました。

議長（桜井彪君） この際、これを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（桜井彪君） ご異議なしと認めます。よって、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについての件、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについての件、以上 2 件を日程に追加することに決定しました。

散 会

議長（桜井彪君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時 0 7 分散会

平成 2 0 年 第 4 回 上里町 議会 臨時 会議 事 録 第 2 号

平成 2 0 年 5 月 2 日 (金 曜 日)

議 事 日 程 第 2 号 及 び 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 日 程 第 4 (町 長 提 出 議 案 第 45 号) 平 成 2 0 年 度 上 里 町 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算
(第 1 号) に つ い て
- 日 程 第 11 (町 長 提 出 承 認 第 4 号) 専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て
- 日 程 第 12 (町 長 提 出 承 認 第 5 号) 専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て

出席議員（10人）

1番	高橋	正行	2番	斉藤	邦明	3番		4番	中島	美晴	
5番			6番	新井	實	8番	高橋	仁	9番	伊藤	裕
10番	根岸	晃	11番	桜井	彪	13番	桜井	正	14番	小暮	敏美

欠席議員（1人） **遅刻議員（1人）**

説明のため出席した者

町	長	関根	孝道	副	町	長	山下	精治	教	育	長	山下	武彦						
総	務	課	長	植原	育雄	総	合	政	策	課	長	高野	正道	税	務	課	長	福島	雅之
健	康	保	険	課	長	高	杯	一	美										

事務局職員出席者

事 務 局 長 柴 崎 久 男 次 長 須 田 孝 史

開 議

午前 9 時 0 5 分開議

議長（桜井彪君） ただ今の出席議員は、10名であります。定足数に達していますので、散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第 4 町長提出議案第 4 5 号 平成 2 0 年度国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号) について

議長（桜井彪君） 日程第 4 町長提出議案第 4 5 号、平成 2 0 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第 4 5 号、平成 2 0 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。第 1 条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,407 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 4,875 万 3 千円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものであります。次のページであります。第 1 表でございまして 歳入歳出予算の内容であります。今回の歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金でございまして、現計予算に対しまして、5,407 万 5 千円を追加し、21 億 4,875 万 3 千円とするものであります。次に歳出でありますけれども、5 の老人保健拠出金といたしまして、5,407 万 5 千円を追加するものであります。合計 21 億 4,875 万 3 千円、歳入歳出同額でございます。以上で内容の説明とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申しあげる次第でございます。

次に補足説明をさせていただきたいと思っております。平成 2 0 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)でありますけれども、社会保険診療報酬支払基金への老人保健医療費拠出金及び事務費拠出金に不足が生じたために補正予算をするものであります。老人医療費の負担の仕組みにつきましては、医療費の 1 割を患者本人が負担、残り 9 割のうち 2 分の 1 を国・都道府県及び市町村が公費負担し、2 分の 1 を医療保険制度の各保険者の拠出金で負担をしているところでございます。但し、一定以上の所得のある老人医療費は、患者本人が 3 割負担をし、残り 7 割は医療費保険制度の各保険者の拠出金によって負担をしているものであります。

この各保険者の老人保健医療費拠出金につきまして、年度当初には町の老人医療費の実績等を基礎といたしまして算定をいたし、これに前々年度の老人医療費の実績に基づき拠出金の精算分が加算され、当年度の拠出額が決定をいたすところであります。

平成 2 0 年度の老人医療費拠出金の予算につきましては、医療制度改革によりまして 7 5 歳以上の老人医療対象者が長寿医療制度・後期高齢者医療でありますけれども、移行することによりまして平成 2 0 年 3 月分の老人医療費の見込額に対する拠出額を、3,704 万 1 千円とし、平成 1 8 年度精算額 7 4 0 万 8 千円を見込みまして 4,444 万 9 千円と予算計上したところでございます。平成 2 0 年度の社会保険診療報酬支払基金からの老人保険医療費の拠出額の通知が平成 2 0 年 4 月 1 8 日付けであったわけでありまして。平成 2 0 年 3 月分の概算医療費拠出金（20 年 3 月分ですね）4,068 万 4,732 円、及び 1 8 年度の精算額 5,734 万 3,146 円、これに対する事務拠出金といたしまして 50 万 8,141 円、合わせまして 9,853 万 6,019 円の拠出金の額が決定をいたしたところでございます。

この拠出金につきまして、毎月5日、祭日の場合は翌日までに社会保険診療報酬支払基金へ支払うものでありまして、平成20年3月の拠出金の4,068万4,732円と18年度分の708万8,122円の精算額については、12期で支払いをするものでございますが、及び事務費の50万8,141円が5月7日に支払いをいたすものであります。そういうことで、今回臨時議会にお願い申しあげまして補正予算として上程をさせていただいたところでございますので、よろしくお願い申しあげる次第であります。以上です。議長（桜井彪君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第45号 平成20年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井彪君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議長（桜井彪君） 日程第11、町長提出承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。上里町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。というものでございます。次のページが専決処分第4号でございまして、専決処分書ということで、上里町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。ということございまして、平成20年4月30日をもちまして専決処分をしたものでございます。内容につきましては、前の協議会の中でご説明申しあげたところでございます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に前回の概要説明とだぶる部分がありますけれども、補足説明をさせていただきたいと思うわけでありまして、税条例改正の概要ということで一つご理解をいただきたいと思うわけでありまして、1番目といたしまして、納期限後に納付し、又は納入する税金、又は納入金に係る延滞金、これは第19条関係でございますけれども、これの改正であります。年金所得者に係る特別徴収税額の納入の義務、及び年金所得者に係る特別徴収税額等の創設に伴いまして条例の整理を行うものであります。2番目といたしまして、町民税の納税義務者等でございます。第23条第1項及び第3項の規定でございますけれども、これにつきましては、公益法人制度改革に伴う制度の見直しに伴う条例の整理でございます。3番といたしまして、公益法人制度改革に伴う制度の見直しでございます。改正といたしまして、均等割の税率でございますが、第31条第2項関係になるわけでありまして、町内の事務所、又は事業所を有する法人等の均等割について、法人等の資本金等の額、従業者数に応じて税率が年額300万円から年額5万円まで定められておりましたが、今回

の改正におきまして、法人等の設立については、民法に規定する公益法人等が公益法人制度改革によりまして、主務官庁許可主義であったものが廃止されまして、登記のみで設立となるもの、それからこれが一般社団法人、一般財団法人ということでございますけれども、もう一つは法人により申請を受けて民間有識者による委員会の意見に基づいて、県知事が認定する公益社団法人、公益財団法人というものでありますけれども、するものになったところです。これに伴いまして、第31条の第2項の法人等の文言が法人に改正をされたところでございます。法人等の区分欄の文言が改正されまして、税率の順番が最初は300万から5万円になっていたわけですが、5万円から300万円に記載の方法が変えられたということでございます。4番目が第33条関係でございますが、所得割の課税標準でございます。これにつきましては条例の整理に伴うものであります。5番といたしまして、個人住民税における寄付金税制の見直しに伴う寄付金税額控除の創設でございますが、改正でございますが所得控除、第34条の2の関係になるわけでありまして、住所地の都道府県共同募金会に対する寄付金、住所地の赤十字社支部に対する寄付金、県、町村に対する寄付金等を、所得控除を適用しております。控除については対象寄付金の10パーセントまで、この額が10万円以上、総所得金額これが所得控除前の所得金額でありますけれども、この25パーセント以内で10万円を控除した額が寄付金控除として所得から控除となりましたが、今回の改正によりまして所得控除から税額控除に変更されたということでありまして、所得から税額のほうにストレートに控除されてくるということでございます。創設といたしまして寄付金税額控除、第34条の7、附則第7条の4の関係でございますが、現行の第34条の2の寄付金控除が削除されまして、新たに寄付金税額控除が追加されたものであります。これにつきましては、現行の対象寄付金に、所得税の寄付金控除の対象となる寄付金、国に対する寄付金、及び政党等に対する政治活動に関する寄付金は除かれるものでありますけれども、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、町が条例により指定した寄付金が追加されたものであります。控除額につきましては、5千円以上、総所得金額の30パーセント以内で5千円を控除した額に10パーセント、町税6パーセント、県税4パーセントを所得割額から控除するものでございます。地方公共団体に対する寄付金については、寄付金が5千円を超える場合、住民税の1割を限度として上記の金額に加算されるということでございます。これらは、所得税と合わせて控除されるということでございます。次に6番目でありまして、第34条の8の関係でございますが、外国税額控除でございますが、これは条例の整理に伴うものでございます。次に18番目といたしまして、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きでございます。これにつきましては、見出し条例の整理によるものであります。次に19番目でありまして、第51条第1項第4号でございますが、町民税の減免でございます。これも条例の整理に伴うものでございます。次に20番目といたしまして、第54条関係でありまして、固定資産税の納税義務者等ということでございますけれども、これも条例の文言の整理であるということでございます。次に21番目といたしまして、附則の一部改正の主なものになるわけでありまして、(1)といたしまして、個人の住民税の住宅ローン特別税額控除の申告手続き等に係る規定の整備でございます。個人町民税の住宅借入金等特別税額控除、附則第7条の3でございます。内容といたしまして、町民税の住宅借入金等特別税額控除については、3月15日までに提出期限後において納税通知書が送達された時までに提出されたものも含まれということでございますが、3月15日までに申告書を、町又は税務署に提出した場合に限り適用するものとされておりましたが、今回の改正によりまして町民税に於ける住宅借入金等特別税額控除につきましては、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、町長がやむを得ない理由であ

ると認めるときには、税額控除を適用できるとされたという改正でございます。次に(2)が、上場株式等の配当課税の見直しということでございまして、これも創設になるわけがあります。上場株式等に係る配当所得に係る町民税課税の特例でございまして、附則第16条の3に該当するところでございます。内容でありますけれども、配当所得につきましては、所得税法により源泉徴収されたうえ、他の所得と総合して確定申告をすることになっておりますが、確定申告をしないことを選択できる等特例が設けられております。税率につきましては、所得税7パーセント、住民税3パーセントとなっております。今回の改正に伴いまして平成20年12月31日をもって10パーセント、所得税が7パーセント、住民税3パーセントの軽減税率を廃止いたしまして、平成21年1月1日以降は20パーセント、所得税15パーセント、住民税5パーセントと改正されますが、平成22年度から平成23年度までの2年間につきましては、大口株主が支払いを受けることを除き、100万円以下の部分につきましては、いままで同様の軽減税率が特例措置として適用されます。又、100万円を超える部分については申告不要の特例は適用されなくなり、税率も20パーセントとなるわけでありまして、この場合においても申告する上場株式等の配当所得について、総合課税と分離課税のいずれかを選択することとなりますが、分離課税を選択して申告した場合におきましては、上場株式等の譲渡損失と損益通算の特例が設けられておりまして、源泉徴収口座に受け入れを行っている場合においても損益の通算をして税額を算定することとされております。あまり直接関係ないわけでありまして、こういう改正があったということでございます。次に同じく の関係で改正でございますけれども、これも株式の関係でございまして、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例でございまして、附則第19条の3になるわけでありまして、内容につきましては、この特例は、上場株式等の譲渡益に係る町民税の軽減税率10パーセント、所得税7パーセントと住民税3パーセントでありますけれども、この特例であります。今回の改正に伴いまして、上場株式等の譲渡所得等の軽減税率を廃止いたしまして、平成21年1月1日以降は20パーセント、所得税が15パーセント、住民税が5パーセントと改正されますが、平成22年度から平成23年度までの2年間につきましては、500万円以下の部分については、今まで同様の軽減税率が特例措置として適用されるわけでありまして、又、500万円を超える部分につきましては、20パーセントの税率となるわけでありまして、源泉徴収口座に受け入れを行っている場合において、500万円を超える者は確定申告が必要となります。(3)でございまして、これもあまり直接は無関係であります。特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の優遇措置の見直しでございまして、これは廃止になるわけでありまして、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例、これは附則第20条第7項及び第8項の関係でございまして、特定中小会社、いわゆるベンチャー企業が平成12年4月1日から平成21年3月31日までの間に発行した株式を取得し、この株式を一定の条件を充たして譲渡した場合の譲渡益を2分の1に圧縮する特例でありましたが、これが廃止となるわけでありまして、次に34条の9、配当割税又は株式譲渡所得割額の控除関係でございましてこれも条文の整理、それから第36条の2も条文の整理、第38条につきましても条文の整理、第41条につきましても条文の整理、それから第44条につきましても給与所得者に係る個人の町民税の特例でございまして、見出し及び条例の文言の整理であります。第45条関係は給与所得に係る特別徴収義務者の指定でございまして、見出し及び条例の文言の整理であります。それから第46条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務者等でありまして、これも見出しの整理になってございまして、第46条の2、給与所得に係る特別徴収税額の特例、これは見出し及び特例の整理であります。

次に第47条、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰り入れでございますが、見出し及び条文の整理になっておるところでございます。次に16番といたしまして、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入の関係でございます。第47条の2から第47条の6まででございます。これにつきましても新たに創設をされたものであります。内容といたしまして、特別徴収の対象者につきましては、町民税の納税義務者のうち、前年度中に公的年金等の支払いを受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の者。ただし老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合、当該特別徴収税額が老齢基礎年金の年額を超える場合においては、特別徴収の対象者とはならないという規定がここに設けられているわけでありまして、17番でございますけれども第48条、法人町民税の申告納付でございますが、これは見出しの条文の整理であるということでございます。以上が内容の説明になるわけでありまして、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

議長（桜井彪君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

議長（桜井彪君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井彪君） 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第12 町長提出承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

議長（桜井彪君） 日程第12、町長提出承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。左側が専決処分書でございます。専決処分第5号、専決処分書上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。ということで平成20年4月30日に専決処分をしたものでございます。慎重ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。次に補足説明をさせていただきますが、後期高齢者医療制度の創設、いわゆる長寿医療制度の創設に伴う国民健康保険税における配慮でございます。新たな創設でございます。後期高齢者医療制度、いわゆる長寿医療制度の創設に伴いまして制度創設時の長寿医療制度、又は制度創設後に75歳に到達する者が、国保から後期高齢者医療制度に移行することがあっても、同じ世帯に属する国民健康保険者の保険税率が従前と同等となるよう次の措置を講じられたこと、並びに制度創設時の後期高齢者又は制度創設時に75歳に達する者、又は65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者が

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった者についての減免措置が講じられるということでございます。その内容でありますけれども、次が第4条の2の国民健康保険税の被保険者に係る世帯別平等割額であります。世帯別平等割額が国保から移行した高齢者、以下「特定同一世帯所属者」ということですが、継続して同一の世帯に属する国保単身世帯については、5年間半額となります。次に10条関係であります。徴収の方法については条文の整理であります。11条の2の関係につきましては納期でございます。同年度中に発生した国保税の最終納期後の納付を定めたものでございます。それから20条関係、国民健康保険税の減額でございます。国保税の軽減判定の際に、特定同一世帯所属者の所得及び人数を含めて軽減所得の判定を行い、国保からの移行により世帯の被保険者が減少しても、継続して同一の世帯に属する場合は、5年間従前と同様の軽減措置を受けることができるということでございます。22条の関係につきましては、国民健康保険税の減免でございます。旧被扶養者である被保険者が新たに保険税を負担することとなるため、激変緩和措置として2年間、保険税負担軽減措置による減免を受けることができるということになっているわけでございます。以上が条例の改正の内容でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。以上で説明とさせていただきます。

議長（桜井彪君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

13番 桜井正議員。

（13番 桜井正君発言）

13番（桜井正君） 13番桜井です。40ページに特定世帯というのがあるわけですが、この特定世帯というのは、75歳になって国民健康保険の世帯から抜けた人、抜ける人がいる世帯と、ということになるのかどうか。ひとつの世帯で3人、あるいは4人であったものが、その世帯主が75歳になって、そして後期高齢者医療に移行すると、そうした場合に、残った2人、ないし3人の人の中から新たに世帯主が出てきて、それに対してさらに1世帯いくらか。16,000円ですか17,000円がかかると、負担が増えるわけなので、それを特例で2年間ですか、猶予するということになるのかどうか。その辺の説明をもう少しわかり易くお願いいたします。

議長（桜井彪君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） 40ページの関係についてご説明申し上げます。40ページに4条の2というところがございます。この中には特定世帯という文字が入ってまいります。先ほどのご質問の特定世帯以外の世帯というものにつきましては、従来の国保の世帯というふうに考えていただければよろしいかと思います。それから特定以外の世帯として、ひとつの例といたしますと、ご夫婦でご主人が75歳以上、奥さんが75歳未満の方について、ご主人のみが後期高齢者医療制度に移行いたしますので、残された奥様につきましては特定世帯という形になって、先ほど議員がおっしゃられました5年間半額になるという制度のような形でございます。

議長（桜井彪君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、承認第

5号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井彪君） 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定しました。

閉 会

議長（桜井彪君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第4回上里町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前9時40分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長

議 会 議 長

議 会 議 員

議 会 議 員

議 会 議 員